

【学校評価に関する規定】

学校評価については、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条～第68条により、次のことが必要となる。

- (1) 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- (2) 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- (3) 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

【学校評価とは】

学校評価とは、各学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図ることです。そのために、学校が果たすべき課題を明らかにして実践を進め、評価結果による適切な振り返りとその後の改善が求められています。

保護者や地域住民などから学校に寄せられる期待に応え、「信頼される学校づくり」を進めるためには、学校評価を実施し、公表することになります。学校評価の実施を通して学校に関わる人々との双方向の情報のやりとりがなされ、連携を図ることにより、「開かれた学校」が実現されます。

学校評価の目的には、次の4つがあります。

① 学校運営上の課題解決を図る

自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。 ⇒ 〈PDCAサイクルによる改善〉

② 説明責任を果たす

自己評価結果及び、学校関係者評価（外部）の実施とその結果の説明、公表により、保護者、地域住民に対する説明責任を果たすこと。

⇒ 〈信頼される・開かれた学校〉

③ 保護者・地域住民とのコミュニケーションを図る

学校と保護者、地域住民とのコミュニケーションをより一層図ることで、学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される・開かれた学校づくりを進めること。

⇒ 〈保護者、地域住民の協力・参画〉

④ 教育の質の保証と向上を図る

教育委員会等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

⇒ 〈学校への支援〉

東中学校がめざすこれからの学校評価

- 「全教職員が参加しての改善活動」に取り組めます。
- 「自己評価の充実」をめざします。
- 「外部アンケート」を大切にします。
- 「学校関係者評価（外部評価）の充実」を図ります。
- 「学校情報の積極的な発信」を進めます。
- 「簡素で効果的な学校評価システム」をめざします。

